

# 特定創業支援等事業のご案内

## 特定創業支援等事業とは

創業に関わる次の4分野の知識やノウハウを身につけるための相談、助言、研修等が受けられる事業です。

※支援は、1ヶ月以上にわたり、原則4回以上（4分野をそれぞれ1回以上）受ける必要があります。

経営	財務	人材育成	販路開拓
経営全般、経営理念、経営戦略、事業計画策定等に関すること	財務、会計、経理、税務、資金繰り・資金調達等に関すること	従業員の雇用、人材確保、人事・労務管理、人材育成等に関すること	商品開発、マーケティング、店舗演出、販売促進、販路開拓等に関すること

4分野全ての支援を受けた方が「特定創業支援等事業による支援を受けた証明書」の交付を受けた場合、裏面記載の様々な優遇措置を受けることができます。

## 特定創業支援等事業を受けられる機関

三原商工会議所、三原臨空商工会、(株)まちづくり三原、尾道地域中小企業支援センター、(公財)ひろしま産業振興機構、(一社)三原青年会議所、市内金融機関、(株)日本政策金融公庫、三原市（スタートアップ創出シティカレッジ）

※上記以外にも講座を実施している機関はありますが、三原市から証明書を発行できるのは、上記機関で支援を受けた場合のみです。

## 証明書発行の流れ

特定創業支援等事業を受講

申請書を商工振興課へ提出  
(提出方法：窓口又は郵送)

1週間程度で発行

## 証明書の交付対象者 (1)又は(2)に該当する者

(1) 創業を行おうとする者  
事業を営んでいない個人

(2) 創業後5年未満の者  
事業開始後5年を経過していない個人または法人

## 証明書の交付申請期限

特定創業支援等事業による支援を受けた最終日から5年以内

お問い合わせ

三原市 商工振興課

〒723-8601 三原市港町三丁目5-1

TEL：0848-67-6072

Email：shoko@city.mihara.hiroshima.jp

申請書類等  
詳細はこちら▶



## 証明書の交付を受けた方が利用できる優遇措置

### (1) 三原市創業資金利子補給金

創業資金の融資を受け、かつ開業した月から2年間の利子に相当する額を利子補給金として給付。(ただし、(株)日本政策金融公庫の創業に係る資金または広島県制度融資の創業支援資金を借り入れた場合に限ります。)

### (2) 店舗改装費の補助金上限額の引き上げ

(三原市中心市街地魅力向上支援事業補助金／三原市地域商業活性化支援事業補助金)

三原市が実施する、新規事業者に対する店舗改装費補助金の上限額を引き上げ(上乗せ額10万円)。

### (3) 会社設立時の登録免許税の軽減

会社(株式会社・合同会社)設立時の登記にかかる登録免許税が軽減。

株式会社：資本金の0.7%→0.35%、最低税額15万円→7.5万円

合同会社：資本金の0.7%→0.35%、最低税額6万円→3万円

証明書(原本)の提出先：法務局

※会社設立後の者が組織変更を行う場合は、こちらの支援制度を活用することはできません。

※他市町村で創業または会社を設立する場合は、三原市が交付する証明書をもって、こちらの支援制度を活用することはできません。

### (4) 創業関連保証の特例

創業2ヶ月前から対象となる、無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を、事業開始の6ヶ月前から利用することが可能。

証明書(写し可)の提出先：信用保証協会または金融機関

※三原市が交付する証明書をもって他市町村で創業する場合でも、こちらの支援制度を活用することができます。

### (5) 日本政策金融公庫新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ

新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することができる。

証明書の提出先：日本政策金融公庫(原本とコピーのどちらを提出するかを、日本政策金融公庫の担当者にご確認ください。)

※他市町村で創業する場合は、三原市が交付する証明書をもって、こちらの支援制度を活用することはできません。

### (6) 小規模事業者持続化補助金の上限額の引き上げ(創業枠)

販路開拓等の取組を支援する小規模事業者持続化補助金の上限額を200万円に引き上げ(通常50万円)。

証明書(写し)は、電子申請に添付する必要があります。

※三原市が交付する証明書をもって他市町村で創業する場合でも、こちらを活用することができます。